

指定訪問介護・介護予防訪問介護・第1号訪問事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4072300819号)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護・介護予防訪問介護・第1号訪問事業のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」及び八女市より「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 設置者 | 6 サービスの利用に関する留意事項 |
| 2 事業所の概要 | 7 相談・苦情の受付について |
| 3 事業実施地域及び営業時間 | 8 事故発生時の対応について |
| 4 職員の体制 | 9 記録の閲覧について |
| 5 当事業所が提供するサービス及び利用料金 | |

1 設置者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 八女市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県八女市本町599番地 |
| (3) 電話番号 | 0943-23-0294 |
| (4) 代表者氏名 | 古賀 秀木 |
| (5) 設立年月日 | 昭和48年6月6日 |

2 事業所の概要

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所 平成22年2月1日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 要支援又は要介護の状態にある利用者に対し、適切な訪問介護、介護予防訪問介護或いは第1号訪問事業のサービスの提供を行います。 |
| (3) 事業所の名称 | 八女社協ヘルパーステーション立花 |
| (4) 事業所番号 | 4072300819号 |
| (5) 事業所の所在地 | 福岡県八女市立花町谷川1156番地 |
| (6) 電話番号 | 0943-33-8561 |
| (7) 管理者 | 溝田 有佳理 |
| (8) 開設年月日 | 平成22年2月1日 |
| (9) 事業所の運営方針 | |
| ① 要支援者又は要介護者の特性を踏まえ、その有する能力に応じる自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 | |
| ② 市町村及び地域の保健医療・福祉サービス、その他関係機関との連携を図り、総合的支援の提供に努めます。 | |

(10) 当法人で行っている介護保険事業等

八女市社会福祉協議会

黒木支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第4072300892号
生きがいデイサービス(行政委託事業)

上陽支所 地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第4072300645号
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(第1号通所事業) 平成30年4月1日
(1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
(2) 通所サービスA 平成31年4月1日

生きがいデイサービス(行政委託事業)
配食サービス事業(行政委託事業)

立花支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第 4072300801 号
 訪問介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第 4072300819 号
 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（第1号訪問事業）平成30年4月1日
 通所介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第 4072300827 号
 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
 (1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
 (2) 通所サービスA 平成31年4月1日
 居宅介護事業（障害者自立支援法）平成22年2月1日指定 福岡県第 4013500170 号
 生活支援ヘルパー派遣事業（行政委託事業）
 生きがいデイサービス（行政委託事業）
 配食サービス事業（行政委託事業）

矢部支所 地域密着型通所介護事業 平成28年4月1日指定 八女市第 4072300835 号
 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
 (1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
 (2) 通所サービスA 平成31年4月1日
 介護老人福祉施設ゆいのもり(特養) 平成22年2月1日指定 福岡県第 4072300942 号
 (介護予防) 短期入所生活介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第 4072300884 号
 高齢者生活管理指導短期宿泊事業（行政委託事業）
 生きがいデイサービス（行政委託事業）

星野支所 居宅介護支援事業 平成22年2月1日指定 八女市第 4072300843 号
 通所介護事業 平成22年2月1日指定 福岡県第 4072300850 号
 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）平成30年4月1日
 (1) 通所介護相当サービス 平成30年4月1日
 (2) 通所サービスA 平成31年4月1日
 生きがいデイサービス（行政委託事業）
 配食サービス事業（行政委託事業）

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 八女市
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休日	日曜日、12月29日から翌1月3日まで 但し、必要に応じて対応します。
営業時間	午前8:30～午後5:15まで
サービス提供時間	午前7:00～午後8:00まで 但し、必要に応じて対応します。

4 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護・介護予防訪問介護・第1号訪問事業のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、配置職員の変更が出た場合は、別紙にてお知らせしていきます。

<主な職員の配置状況（人）> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1		1	1	・事業所の統括
サービス提供責任者 計	4		4	4	・ご契約者との連絡調整 ・訪問介護計画書の作成 ・モニタリング ・訪問介護員の調整、指導 ・他事業者等との連絡調整等
1 介護福祉士	3		3		
2 介護職員基礎研修修了者					
3 訪問介護員養成研修1級修了者	1		1		
訪問介護員 計		19	7.7	2.5	・訪問介護サービスの提供 ・介護予防訪問介護・第1号訪問事業サービスの提供
1 介護福祉士		4			

2 訪問介護員養成研修1級修了者					・他事業者等との連絡調整等
3 訪問介護員養成研修2級修了者	1	18			

5 当事業所が提供するサービス及び利用料金

当事業所では、訪問介護員等がご契約者のご家庭に訪問し、介護等のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた金額の支払いを受けます。

① 身体介護

- 入浴介助 ・ ご自宅の浴室を使用して、入浴の準備、脱衣、洗髪、洗身、着衣、入浴後の片付けなど入浴に関する一連の行為についての介護です。湯船に浸かったり、シャワーでの入浴など身体の状態に合わせて、入浴をしていただきます。また、入浴が困難な場合は、体を拭く(清拭)ことなどを行います。
- 排泄介助 ・ 身体の状態に合せ、トイレ誘導、トイレでの衣類着脱・排泄介助、尿とりパットやオムツ交換、陰部の清拭などを行います。
- 食事介助 ・ 基本的に両手が使えなかったり、病気で手の動きが悪いなど、ご自分で食事ができない場合に食事の介助を行います。状況により、食事の準備、配膳、食事介助、食後の片付けなど食事に関する一連の行為に関する介護です。
- 体位変換 ・ 身体のマヒのため、ご自分で寝返りができない方に対して、褥瘡の予防のため、体の向きを変えることにより、体の一部が常に圧迫されることのない様にします。
- 通院介助 ・ 歩行が不安定で、転倒の恐れがあるなど、一人では外出して、病院に行くことができない方に対して自宅から病院、病院から自宅までの移動時について、安全に安心して通院ができるよう介助します。注意していただきたいのは、病院内の介助は訪問介護員では対応できなくなりました。どうしても院内でも介助が必要な場合は、ご相談下さい。

以上のような介助が主な身体介護のサービスです。

② 生活援助

- 調理 ・ ご契約者についての食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行えません。）
- 洗濯 ・ ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行えません。）
- 掃除 ・ ご契約者が日常使用する居室等の掃除を行います。（ご家族と同居の場合、ご家族と共同で使用する台所やトイレ、風呂場などの掃除は行えないことがあります。）
- 買物 ・ ご契約者の日常生活に必要な物品の買物を行います。（預貯金の預け入れや引き出しは行えません。）
・ 買物代金をお預かりする時点と買物後の精算時には、預かり証にて金額の確認を行います。

以上のような行為が主な生活援助のサービスです。

③ 介護予防訪問介護・第1号訪問事業のサービス

自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行うことを念頭に、ご契約者が単身世帯であったり、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に限り掃除や洗濯、調理などの日常生活の援助を行います。

(2) 利用料金

ご契約者がサービスを利用した場合の基本料金は、別紙「訪問介護料金表」のとおりであり、ご契約者からお支払いいただく利用者負担金は、保険者より交付される介護保険負担割合証に記載されている割合で算定します。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(3) 介護保険の給付の対象とならないサービス

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスは、利用料金の全額が、ご契約者の負担となります。実際の運用に当たっては、担当の介護支援専門員に相談されてサービスの利用についてご検討下さい。

②一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる行為は、サービスの提供ができません。

i 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃等

ii 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等 日常的に行われる家事の範囲を超える行為
- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

③ 病院内での付き添い

- ・通院の介助では、「自宅から病院の受付まで」及び「治療等が終了して病院から自宅まで」の移動の介助は行えますが、院内での付き添いは病院スタッフの業務となり、訪問介護員は行えません。

④ 上記②及び③の行為については、シルバー人材センターなど他の事業者をご利用願います。

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(5) キャンセル料・・・サービス利用の中止、変更、追加

① サービス利用の中止・・・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用ができなくなった場合、サービス実施日の前日までに当事業所に申し出て下さい。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として別紙「訪問介護料金表」に記載する料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等、※正当な事由がある場合には、この限りではありません。

※（正当な事由）

- ・当日、体調がよくなり病院に行くため、利用時間帯が留守になる為
- ・急な不幸ごとが起き、利用に支障が出た為
- ・その他緊急やむを得ない事情が起きた場合等

② サービス利用の変更、追加・・・原則的にサービス利用の変更、追加はできません。介護支援専門員が作成する居宅サービス計画書に基づいた訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）によりサービスを提供していますので、サービスの変更、追加については、介護支援専門員との調整が必要となります。どうしても変更等が必要な場合は事前にご連絡をいただき、担当介護支援専門員に相談し、判断を仰ぐこととなります。但し、体調不良等の緊急時の対応については、臨機応変に対応させていただき、当事業所、居宅介護支援事業所、家族等関係機関と連携を図っていきます。

(6) 利用料金のお支払方法

① 前記(2)の利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、サービス提供月の翌々月10日頃にご請求いたします。お支払については、請求月の末日までに下記いずれかの方法でお支払下さい。

i 現金

ii 口座引落・・・「銀行、郵便局、農協」の各金融機関をご利用になれます。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供の流れ

- ① 担当介護支援専門員とサービス利用について、相談、協議
- ② 利用希望サービス事業所を交えてのサービス担当者会議の開催（居宅サービス計画書原案）
- ③ 居宅サービス計画書の確定
- ④ 各事業所から個別支援計画書の提示、契約

※訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書・第1号訪問事業計画）

- ⑤ 上記計画書に基づくサービスの提供
- ⑥ モニタリング（サービス利用に当たっての満足度、要望等の調査）
- ⑦ ⑥を反映させるために①へ戻る

(2) サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供に当たって、サービス提供責任者が担当の訪問介護員を決め、ご紹介します。尚、実際のサービス提供は複数の介護員が交代しながら、サービスの提供が滞らないようにしていきます。

(3) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替の申し出事業所の都合により、訪問介護員の交替を依頼する場合があります。

その場合は、ご契約者及びご家族に対して不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(4) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を当事業所に依頼することはできません。

② サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関して、訪問介護員の指示・命令については事業所がすべて行います。但し、サービスの実施に当たってご契約者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(5) サービス内容の変更

サービス利用当日にご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。サービスは予め、訪問介護計画書（介護予防訪問介護計画書）で定められていますので、できなかったサービス以外のサービス提供が終了した時点で訪問介護員は帰所することになります。また、担当の介護支援専門員と連携の上、変更になったサービスを提供することがあります。上記のような場合の利用料については、変更したサービスの内容と時間に応じた利用料をいただくこととなります。

(6) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供に当たって、次に該当する行為は禁止されています。

① 医療行為・・・医師法等により「医行為」を行うことができるのは、医師・看護師及び本人とその家族となっています。但し、各関係法令の解釈により、原則として医行為ではないと考えられるものが下記のとおり提示されています。

- ・ 体温測定
- ・ 自動血圧測定器による血圧測定
- ・ パルスオキシメータの装着
- ・ 軽微な切り傷等の処置
- ・ 医薬品の使用の介助（軟膏塗布（褥瘡の処置を除く。）、湿布、点眼薬、内服、坐薬、鼻腔粘膜への薬剤噴霧）
- ・ 爪切り、口腔内清掃、耳垢除去、ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること（肌に密着したパウチの取り替えを除く。）、自己尿道の補助、浣腸

注) 病状が安定していること。

注) 医薬品の使用については、医師からの処方による医薬品であれば、使用の介助は可。但し、市販の薬に関しては、病状の悪化や副作用などが懸念されるため、事業所としては、責任が持てないと判断されます。

② ご契約者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受・・・訪問介護員等は業務（仕事）としてサービスを提供させていただいています。ご契約者からのお礼としての金品、お茶菓子等の接待はお受けできませんので、どうぞ、気を使われないようお願いいたします。

③ ご契約者もしくはその家族との金品の貸し借り。

④ サービス提供中の飲酒及び喫煙。

⑤ ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、物品販売及び保険加入の勧誘等の営利

活動。

⑥ ご契約者先で知り得た情報を他のご契約者先で話すこと。（業務上知り得た秘密漏洩の禁止）

(7) ご契約者及びご契約者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

上記のようなハラスメント事案が発生した場合には、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7 相談・苦情の受付について

相談・苦情の 受付窓口	窓口担当者	管 理 者 溝田有佳理 サービス提供 責任者 溝田有佳理、金子 美満子、戸次 由紀 増永 美恵、
	ご利用時間	原則として、月曜日から金曜日までの 午前8時30分から午後5時15分まで
	八女社協ヘルパー ステーション立花	電 話 番 号 0943-33-8561
		F A X 番 号 0943-37-0083
	第三者委員	西原洋文、小川清美、梅野昭博、高山隆夫 山口昌世、井上宏行
その他相談・苦情の受付窓口		
八女市社会福祉協議会（本所） 住所 福岡県八女市本町599 電話番号 0943-23-0294（代表） FAX番号 0943-23-0242		（保険者）八女市役所 健康福祉部 介護長寿課 住所 福岡県八女市本町647 電話番号 0943-23-2545
八女市社会福祉協議会黒木支所 住所 福岡県八女市黒木町桑原207 電話番号 0943-42-2131（代表） FAX番号 0943-42-3959		八女市役所 黒木支所 生活福祉係 住所 福岡県八女市黒木町今1314-1 電話番号 0943-42-1114
八女市社会福祉協議会立花支所 住所 福岡県八女市立花町谷川1156 電話番号 0943-37-0036（代表） FAX番号 0943-37-0083		八女市役所 立花支所 市民生活福祉係 住所 福岡県八女市立花町原島95-1 電話番号 0943-23-4932
八女市社会福祉協議会上陽支所 住所 福岡県八女市上陽町北川内 123-1 電話番号 0943-54-3629（代表） FAX番号 0943-54-3847		八女市役所 上陽支所 市民生活福祉係 住所 福岡県八女市上陽町北川内547-1 電話番号 0943-54-2218
八女市社会福祉協議会矢部支所 住所 福岡県八女市矢部村矢部福取田地内 電話番号 0943-47-3123（代表） FAX番号 0943-47-3124		八女市役所 矢部支所 市民生活福祉係 住所 福岡県八女市矢部村北矢部10528 電話番号 0943-47-3111
八女市社会福祉協議会星野支所 住所 福岡県八女市星野村10775-14 電話番号 0943-52-3165（代表） FAX番号 0943-52-3518		八女市役所 星野支所 市民生活福祉係 住所 福岡県八女市星野村13102-1 電話番号 0943-52-3113

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課 住所 福岡県福岡市博多区吉塚本町13-41 電話番号 092-642-7859	福岡県運営適正化委員会 住所 福岡県春日市原町3-1-7 電話番号 092-915-3511
--------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

8 事故発生時の対応について

サービス提供時において、ご契約者に対する事故（人身事故）及びご契約者又は他人の財物の損壊（物損事故）等を訪問介護員の責により引き起こした事故については、下記のとおり対応を行います。

(1) ご契約者に対する事故（人身事故）

生命等にかかわる状態の場合は、すぐに119番に電話し、救急車の手配をする。また、事故の程度により状況の把握をし、迅速に対応を行う。いずれにしろ、家族、事業所に連絡をし、その後の対応の指示を仰ぐ。

(2) ご契約者又は他人の財物の損壊（物損事故）

ご契約者又は所有者に事情を説明し、謝罪する。また、事業所に報告する旨を伝え、損壊した物は事業所に持ち帰るか危険のないよう保管しておいてもらう。但し、生活に支障をきたす場合は、すぐに事業所に連絡し、指示を仰ぐ。

(3) サービス提供責任者あるいは管理者は直ちに状況を確認し、謝罪や賠償の手続き、家族等への連絡、介護支援専門員への連絡等適切な方法により担当職員と共に誠意をもって対応する。

(4) 特に人身事故の場合、八女市への報告を行う。

(5) 損害賠償については、ご契約者に不利益を与えないよう損害賠償保険に加入し、賠償に当たる。

[介護保険・社会福祉事業者総合保険] あいおい損害保険株式会社

※訪問介護員の活動中の偶然な事故により、ご契約者や他人の身体・財物に損害を与えた場合、その賠償責任を補償します。

- (例) ・入浴サービス中に誤ってご契約者にケガをさせた。
 ・生活援助のサービス中に食器を落として割ってしまった。 など

	補償内容		補償金額
	賠償責任	身体	1億円（限度額）
財物		1,000万円（限度額）	
	管財物損害		200万円（限度額）
	人格権侵害		1,000万円（限度額）
	事故対応費用		1,000万円（限度額）

9 サービス利用契約の終了

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご契約者が病院や介護保険施設等に入院入所して自宅に戻る予定がない場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者の都合でサービスを終了する場合

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者若しくは事業者の職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者若しくは事業者の職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者若しくは事業者の職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者又はその家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発性を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

10 記録の閲覧について

事業所は、ご契約者及びその家族の求めに応じて、サービス提供記録等を閲覧させ、又は複写物を交付いたします。但し、実費相当額をいただくことになります。

以上

指定訪問介護（指定介護予防訪問介護・第1号訪問事業）サービス
重要事項説明書について

私は、契約書及び標記説明書により、事業所から指定訪問介護（指定介護予防訪問介護・第1号訪問事業）サービスについての説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ (印)

(代筆者有) 代筆者氏名 _____ (印) (続柄)

家族 住所 _____

氏名 _____ (印)

説明者 八女社協ヘルパーステーション立花

氏名 _____ (印)

「訪問介護料金表」

[訪問介護サービス(1)]・・・午前8時から午後6時

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増すごとに)
	利用料金	1,630 円	2,440 円	3,870 円	5,670 円 (820円加算)
	自己負担額 (1割分)	163 円	244 円	387 円	567 円 (82円加算)
	自己負担額 (2割分)	326 円	488 円	774 円	1,134 円 (164円加算)
	自己負担額 (3割分)	489 円	732 円	1,161 円	1,701 円 (246円加算)
生活援助	サービスに要する時間	20分以上45分未満		45分以上	
	利用料金	1,790 円		2,200 円	
	自己負担額 (1割分)	179 円		220 円	
	自己負担額 (2割分)	358 円		440 円	
	自己負担額 (3割分)	537 円		660 円	

[訪問介護サービス(2)]・・・午前8時から午後6時まで

・・・身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間

20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った時の料金は、以下の金額を加算します。

身体介護中心型に引き続き行う生活援助 中心型の訪問介護所要時間	20分以上	45分以上	70分以上
利用料金	650 円	1,300 円	1,950 円
自己負担額(1割分)	65 円	130 円	195 円
自己負担額(2割分)	130 円	260 円	390 円
自己負担額(3割分)	195 円	390 円	585 円

※訪問介護サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記 [訪問介護サービス(1)・(2)] で示されたサービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

従って、法律改正等介護保険からの給付額に変更が生じた場合、変更された額に合わせて、利用者の自己負担額も変更になります。

[加算]

	利用料金	自己負担額(1割分)	自己負担額(2割分)	自己負担額(3割分)
✓ 初回加算(1月につき)	2,000円	200 円	400 円	600 円
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/100加算	20/100加算×0.1	20/100加算×0.2	20/100加算×0.3
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/100加算	10/100加算×0.1	10/100加算×0.2	10/100加算×0.3

	特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の10/100加算	10/100加算×0.1	10/100加算×0.2	10/100加算×0.3
	特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の30/100加算	3/100加算×0.1	3/100加算×0.2	3/100加算×0.3
	特定事業所加算（Ⅴ）	所定単位数の30/100加算	3/100加算×0.1	3/100加算×0.2	3/100加算×0.3
✓	緊急時訪問介護加算(1回につき)	1,000円	100 円	200 円	300 円
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,000円	100 円	200 円	300 円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	200 円	400 円	600 円
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき+3単位			
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき+4単位			
✓	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	各種加算減算を加えて算定した単位数の18.2%			

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算についての利用者負担金は、上記表の算式で計算された金額に利用者負担割合を掛けた金額になります。

【減算】

	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
	業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位を減算

[割増料金]

・「訪問介護サービス」・・・午前8時から午後6時以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲ないであれば、介護保険給付の対象となります。

早朝	午前6時から午前8時まで	25 %
夜間	午後6時から午後10時まで	25 %
深夜	午後10時から午前6時まで	50 %

[2人の訪問介護員がサービスを提供した場合の利用料金]

・2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合、居宅介護支援事業所と連携を取りながら、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の金額をいただきます。

(例) * 体重の重い方に対する入浴介助等重介護サービスを行う場合

* 訪問介護員に対する暴力行為やセクハラ行為等が見られる方へサービスを行う場合

[償還払いとなる場合]

・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護認定を受け、要介護度が確定してから自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される償還払いの制度もご利用できます。但し、要介護または要支援の認定がされず、非該当と判断された場合は、介護保険から払い戻されることはありません。従って、ご契約者の担当の介護支援専門員が決まっていれば、よく話し合いをし、サービス利用について検討して下さい。

[第1号訪問事業の利用料金]・・・午前8時から午後6時まで

週1回程度		利用料	自己負担額 (1割分)	自己負担額 (2割分)	自己負担額 (3割分)
標準的な内容の指定相当訪問型サービス	1月につき	2,870 円	287 円	574 円	861 円
短時間の身体介護	1回につき	1,630 円	163 円	326 円	489 円
生活援助中心 20分以上45分未満	1月につき	1,790 円	179 円	358 円	537 円

生活援助中心 45分以上	1月につき	2,200 円	220 円	440 円	660 円
上記サービスの月当たり上限単位数		37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

※介護保険法の改正により、利用者負担金の負担割合が変更になった場合は、厚生労働大臣又は、八女市長が定める基準の負担割合に変更します。

[加算]

1月につき	利用料金	自己負担額 (1割分)	自己負担額 (2割分)	自己負担額 (3割分)
<input checked="" type="checkbox"/> 初回加算 (1月につき)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算 (I)	1,000 円	100 円	200 円	300 円
<input type="checkbox"/> 生活機能向上連携加算 (II)	2,000 円	200 円	400 円	600 円
<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (III)	各種加算減算を加えて算定した単位数の 18.2 %			

※介護職員処遇改善加算についての利用者負担金は、上記表の算式で計算された金額に利用者負担割合を掛けた金額になります。

【減算】

<input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
-----------------------------------------	-------------------------

5) キャンセル料・・・サービス利用の中止、変更、追加

- ① サービス利用の中止・・・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用ができなくなった場合、サービス実施日の前日までに当事業所に申し出て下さい。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として別紙「訪問介護料金表」に記載する料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等、※正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日午後5時15分までに 中止の申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日午後5時15分までに 中止の申し出がなかった場合	予定の利用1回につき 500 円